

赤字: 第3回部会時点

紫字: 第3回部会時から修正

(部会でのご意見、及びその他修正を踏まえた)
信濃川水系河川整備計画【大臣管理区間】

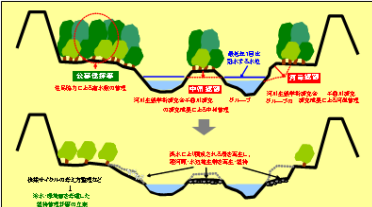
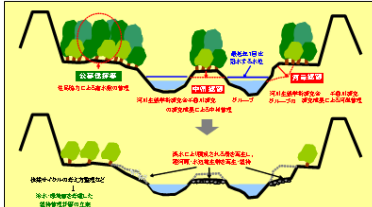
変更原案・変更案（案）対比表

令和４年８月９日
北陸地方整備局

ページ番号	【本文】 変更原案	ページ番号	【本文】 変更案(案)
	表紙		表紙
<p data-bbox="175 329 807 386">信濃川水系河川整備計画</p> <p data-bbox="349 444 631 544">【大臣管理区間】 (変更原案)</p> <p data-bbox="253 1082 730 1243">平成26年1月 (令和 年 月変更) 国土交通省北陸地方整備局</p>		<p data-bbox="1141 329 1773 386">信濃川水系河川整備計画</p> <p data-bbox="1315 444 1597 544">【大臣管理区間】 (変更案) (案)</p> <p data-bbox="1219 1082 1696 1243">平成26年1月 (令和 年 月変更) 国土交通省北陸地方整備局</p>	

ページ番号	【本文】 変更原案	ページ番号	【本文】 変更案(案)
	目次		目次
	3. 許可工作物の維持管理 - 95 -		3. 許可工作物の維持管理 - 95 -
第3項	河道の維持管理 - 96 -	第3項	河道の維持管理 - 96 -
1.	高水敷確保による堤防防護 - 96 -	1.	高水敷確保による堤防防護 - 96 -
2.	維持掘削 - 97 -	2.	維持掘削 - 97 -
3.	適切な樹木管理 - 97 -	3.	適切な樹木管理 - 97 -
4.	土砂動態及び土砂の流下による河川環境の変化の把握 - 97 -	4.	土砂動態及び土砂の流下による河川環境の変化の把握 - 97 -
5.	砂利採取の規制 - 98 -	5.	砂利採取の規制と民間事業者等による砂利の有効活用の促進 - 98 -
6.	地域と連携した河川管理の推進 - 98 -	6.	地域と連携した河川管理の推進 - 98 -
第4項	ダム等の適正管理・運用 - 99 -	第4項	ダム等の適正管理・運用 - 99 -
1.	ダム - 99 -	1.	ダム - 99 -
2.	堰・排水機場等の河川管理施設 - 100 -	2.	堰・排水機場等の河川管理施設 - 100 -
第5項	大規模地震発生への対応 - 100 -	第5項	大規模地震発生への対応 - 100 -
第6項	流水の適正な管理 - 100 -	第6項	流水の適正な管理 - 100 -
1.	渇水時の対応 - 100 -	1.	渇水時の対応 - 100 -
2.	水質事故時の対応 - 101 -	2.	水質事故時の対応 - 101 -
第7項	人と河川とのかかわりの構築 - 101 -	第7項	人と河川とのかかわりの構築 - 101 -
1.	河川に関する歴史・文化の伝承 - 101 -	1.	河川に関する歴史・文化の伝承 - 101 -
2.	環境学習・防災教育等への支援 - 102 -	2.	環境学習・防災教育等への支援 - 102 -
第8項	河川空間の適正な利用の促進 - 102 -	第8項	河川空間の適正な利用の促進 - 102 -
1.	適正な利用の促進 - 102 -	1.	適正な利用の促進 - 102 -
2.	不法行為に対する監督・指導 - 103 -	2.	不法行為に対する監督・指導 - 103 -
3.	不法投棄対策 - 103 -	3.	不法投棄対策 - 103 -
4.	不法係留船対策 - 103 -	4.	不法係留船対策 - 103 -
第9項	総合土砂管理 - 104 -	第9項	総合土砂管理 - 104 -
第6章	信濃川流域における流域治水の取組 - 104 -	第6章	信濃川流域における流域治水の取組 - 104 -
第1節	氾濫をできるだけ防ぐ・減らす対策 - 105 -	第1節	氾濫をできるだけ防ぐ・減らす対策 - 105 -
第1項	河川整備計画の目標に向けた河川整備の実施及び河川整備基本方針の見直し - 105 -	第1項	河川整備計画の目標に向けた河川整備の実施及び河川整備基本方針の見直し - 105 -
第2項	既存ダムの洪水調節機能の強化 - 105 -	第2項	既存ダムの洪水調節機能の強化 - 105 -
第3項	雨水貯留施設の整備 - 105 -	第3項	雨水貯留施設の整備 - 105 -
第4項	水田の貯留機能向上のための田んぼダムの取組推進 - 106 -	第4項	水田の貯留機能向上のための田んぼダムの取組推進 - 106 -
第5項	遊水機能を有する土地の保全 - 106 -	第5項	遊水機能を有する土地の保全 - 106 -
第2節	被害対象を減少させるための対策 - 106 -	第2節	被害対象を減少させるための対策 - 106 -
第1項	「まちづくり」による水害に強い地域への誘導 - 106 -	第1項	「まちづくり」による水害に強い地域への誘導 - 106 -
第3節	被害の軽減、早期復旧 復興のための対策 - 107 -	第3節	被害の軽減、早期復旧 復興のための対策 - 107 -
第1項	マイ・タイムライン等の作成の支援・普及 - 107 -	第1項	マイ・タイムライン等の作成の支援・普及 - 107 -
第2項	防災教育等の推進 - 107 -	第2項	防災教育等の推進 - 107 -
第3項	住民等への情報伝達手段の強化 - 107 -	第3項	住民等への情報伝達手段の強化 - 107 -
第4項	要配慮者施設等の避難に関する取組 - 108 -	第4項	要配慮者施設等の避難に関する取組 - 108 -

ページ番号	【本文】 変更原案	ページ番号	【本文】 変更案(案)
71	第5章 河川の整備の実施に関する事項 第1節 第1項 1.洪水の安全な流下対策	71	第5章 河川の整備の実施に関する事項 第1節 第1項 1.洪水の安全な流下対策
<p>① 上流部</p> <p>千曲川については、狭窄部区間、千曲川の犀川合流点上流と犀川上流の一部区間は河積不足により流下能力が不足しているため、河道掘削を実施します。あわせて、樹木伐採を行います。</p> <p>コアジサシ等の生息・繁殖環境である砂礫河原に代表される不安定帯を再生するとともに、抽水植物・沈水植物が広がる半安定帯の再生に努めます。冠水頻度等を考慮した高水敷掘削を行い、洪水等の攪乱により礫河原を再生させ、外来生物の侵入・拡大を抑制、多様なすみ場となる瀬・淵の保全・創出を図ります。</p>		<p>① 上流部</p> <p>千曲川については、狭窄部区間、千曲川の犀川合流点上流と犀川上流の一部区間は河積不足により流下能力が不足しているため、河道掘削を実施します。あわせて、樹木伐採を行います。</p> <p>コアジサシ等の生息・繁殖環境である砂礫河原に代表される不安定帯を再生するとともに、抽水植物・沈水植物が広がる半安定帯の再生に努めます。冠水頻度等を考慮した高水敷掘削を行い、洪水等の攪乱により礫河原を再生させ、外来種^種の侵入・拡大を抑制、多様なすみ場となる瀬・淵の保全・創出を図ります。</p>	

ページ番号	【本文】 変更原案	ページ番号	【本文】 変更案(案)
86	第5章 河川の整備の実施に関する事項 第1節 第3項 1. 河川環境の整備と保全	86	第5章 河川の整備の実施に関する事項 第1節 第3項 1. 河川環境の整備と保全
<p data-bbox="85 262 533 287">第3項 河川環境の整備と保全に関する事項</p> <p data-bbox="94 298 353 322">1. 河川環境の整備と保全</p> <p data-bbox="85 328 877 482">河川環境の整備と保全に関しては、多種・多様な生物の良好な自然環境を保全し、多自然川づくり、工事による環境影響の軽減等、魚がのぼりやすい川づくり、特定外来生物等の駆除・拡散防止に取り組むことが必要です。そこで、動植物の生息・生育・繁殖環境を保全・創出を考慮した河川の整備、河道の維持管理、自然再生事業を実施します。また、新たな自然環境の変化により、動植物の良好な生息・生育・繁殖環境の保全・創出の必要が生じた場合は、自然再生計画を策定し、その計画に基づき整備を実施します。</p> <p data-bbox="94 496 349 521">(1) 多自然川づくりの推進</p> <p data-bbox="85 525 877 601">堤防の新設、拡築や護岸の整備、河道掘削、遊水地等の実施にあたっては、多様な生物の生息・生育・繁殖環境や、良好な河川景観に配慮し、河川水辺の国勢調査等のモニタリング結果や、学識者等の意見を踏まえつつ、掘削形状・方法を工夫するなどして実施します。</p> <p data-bbox="85 605 877 759">植物については河道の冠水頻度が減少すると外来種が侵入・分布し、在来種の生息・生育・繁殖環境の悪化につながるものが懸念されるため、河道掘削においては、掘削高に変化をつける等により、洪水等の攪乱による冠水頻度の変化につながる掘削形状を検討します。また、これにより、多様な生物の生息・生育・繁殖場として利用される環境の形成を図ります。また、魚類や鳥類などの生物の生息・生育・繁殖環境として重要なワンド、瀬・淵、湧水、霞堤などの河川環境を保全するとともに、必要な整備を行います。</p> <p data-bbox="85 763 877 863">樹木伐採の実施にあたっては、縦横断的に河道の状況を調査・把握した上で、河道の維持及び生物の生息・生育・繁殖環境に配慮しながら行います。また、必要に応じて学識経験者等の意見を聴きながら、必要な調査を行うとともに、その結果にあわせて順応的・段階的に対応していきます。</p> <p data-bbox="85 868 877 968">信濃川中・下流部では、河川を基軸とした動植物の生息・生育・繁殖環境のまとまりをもった拠点間の広域的なつながりが確保されています。これらの自然環境を保全するため、流域住民や関係機関を連携し、生態系ネットワークの形成のための自然環境の保全・創出と地域活性化を推進します。</p> <p data-bbox="94 972 198 996">① 上流部</p> <p data-bbox="85 1001 877 1129">上流部については、河道掘削によって洪水等による攪乱の頻度や範囲を拡大させ、樹木の再繁茂を抑制するとともに多様な水際環境を形成するため、公募した地域課題の研究成果等を参考に冠水頻度を勘案した掘削形状の検討を行い、砂礫河原や瀬・淵環境の保全・創出及び水際植生の形成を図ります。また、河道掘削の際にハリエンジュやアレチウリなどの外来種の駆除や侵入、樹木が再繁茂しづらい環境を形成します。</p>  <p data-bbox="287 1348 629 1368">図 43 河道掘削断面のイメージ図(上流部)</p>	<p data-bbox="1045 262 1493 287">第3項 河川環境の整備と保全に関する事項</p> <p data-bbox="1054 298 1313 322">1. 河川環境の整備と保全</p> <p data-bbox="1045 328 1837 482">河川環境の整備と保全に関しては、多種・多様な生物の良好な自然環境を保全し、多自然川づくり、工事による環境影響の軽減等、魚がのぼりやすい川づくり、特定外来生物等の駆除・拡散防止に取り組むことが必要です。そこで、動植物の生息・生育・繁殖環境を保全・創出を考慮した河川の整備、河道の維持管理、自然再生事業を実施します。また、新たな自然環境の変化により、動植物の良好な生息・生育・繁殖環境の保全・創出の必要が生じた場合は、自然再生計画を策定し、その計画に基づき整備を実施します。</p> <p data-bbox="1054 496 1309 521">(1) 多自然川づくりの推進</p> <p data-bbox="1045 525 1837 601">堤防の新設、拡築や護岸の整備、河道掘削、遊水地等の実施にあたっては、多様な生物の生息・生育・繁殖環境や、良好な河川景観に配慮し、河川水辺の国勢調査等のモニタリング結果や、学識者等の意見を踏まえつつ、掘削形状・方法を工夫するなどして実施します。</p> <p data-bbox="1045 605 1837 759">植物については河道の冠水頻度が減少すると外来種が侵入・分布し、在来種の生息・生育・繁殖環境の悪化につながるものが懸念されるため、河道掘削においては、掘削高に変化をつける等により、洪水等の攪乱による冠水頻度の変化につながる掘削形状を検討します。また、これにより、多様な生物の生息・生育・繁殖場として利用される環境の形成を図ります。また、魚類や鳥類などの生物の生息・生育・繁殖環境として重要なワンド、瀬・淵、湧水、霞堤などの河川環境を保全するとともに、必要な整備を行います。</p> <p data-bbox="1045 763 1837 863">樹木伐採の実施にあたっては、縦横断的に河道の状況を調査・把握した上で、河道の維持及び生物の生息・生育・繁殖環境に配慮しながら行います。また、必要に応じて学識経験者等の意見を聴きながら、必要な調査を行うとともに、その結果にあわせて順応的・段階的に対応していきます。</p> <p data-bbox="1045 868 1837 968">信濃川中・下流部では、河川を基軸とした動植物の生息・生育・繁殖環境のまとまりをもった拠点間の広域的なつながりが確保されています。これらの自然環境を保全するため、流域住民や関係機関を連携し、生態系ネットワークの形成のための自然環境の保全・創出と地域活性化を推進します。</p> <p data-bbox="1054 972 1159 996">① 上流部</p> <p data-bbox="1045 1001 1837 1129">上流部については、河道掘削によって洪水等による攪乱の頻度や範囲を拡大させ、外来種の侵入・拡大や樹木の再繁茂を抑制するとともに多様な水際環境を形成するため、公募した地域課題の研究成果等を参考に冠水頻度を勘案した掘削形状の検討を行い、砂礫河原や瀬・淵環境の保全・創出及び水際植生の形成を図ります。また、河道掘削の際にハリエンジュやアレチウリなどの外来種の駆除を行うとともに、樹木が再繁茂しづらい環境を形成します。</p>  <p data-bbox="1248 1348 1590 1368">図 43 河道掘削断面のイメージ図(上流部)</p>		

ページ番号	【本文】 変更原案	ページ番号	【本文】 変更案(案)
98	第5章 河川の整備に関する事項 第2節 第3項 5.砂利採取の規制	98	第5章 河川の整備に関する事項 第2節 第3項 5.砂利採取の規制

5. 砂利採取の規制

河道の経年的な変化を十分に把握し、砂利採取により河川管理施設等に支障が生じないよう、砂利採取計画の認可の申請があった場合には、適切に審査し許可を行います。

6. 地域と連携した河川管理の推進

川が「地域共有の公共財産」であるという認識のもと、愛護モニター制度、ボランティア・サポート・プログラムの活用や、流域自治体・市民団体等が地域住民と連携して行う河川清掃活動等への積極的な支援、河川の維持管理や河川調査への住民の参加を促進するなど、「住民参加の河川管理」を通して、河川整備や維持管理の必要性などの認識を深めていただくような取組を推進します。

また、住民が参加しやすいような取組の検討を行っていくとともに、持続可能な仕組みづくりについて関係機関との調整を進めていきます。

河道内の樹木については、伐採した樹木の処分費用の削減や資源の有効活用のため、沿川住民へ無償提供するほか、公募型の樹木伐採も行います。



クリーン作戦(下流部)



NPO「分水さくらを守る会」の活動(中流部)



小泉晦日会の活動状況(上流部)

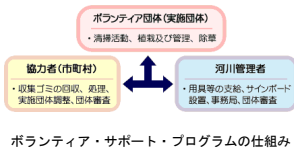


写真 71 住民参加の河川管理



写真 72 公募による伐採事業



5. 砂利採取の規制と民間事業者等による砂利の有効活用の促進

河道の経年的な変化を十分に把握し、砂利採取により河川管理施設等に支障が生じないよう、砂利採取計画の認可の申請があった場合には、適切に審査し許可を行います。また、これまで河川工事により掘削していた土砂について、生態系や良好な河川景観等への影響が生じない範囲内で民間事業者等による砂利採取を許可することで、掘削コストの削減に努め、良質な砂利の有効活用を引き続き推進します。

6. 地域と連携した河川管理の推進

川が「地域共有の公共財産」であるという認識のもと、愛護モニター制度、ボランティア・サポート・プログラムの活用や、流域自治体・市民団体等が地域住民と連携して行う河川清掃活動等への積極的な支援、河川の維持管理や河川調査への住民の参加を促進するなど、「住民参加の河川管理」を通して、河川整備や維持管理の必要性などの認識を深めていただくような取組を推進します。

また、住民が参加しやすいような取組の検討を行っていくとともに、持続可能な仕組みづくりについて関係機関との調整を進めていきます。

河道内の樹木については、伐採した樹木の処分費用の削減や資源の有効活用のため、沿川住民へ無償提供するほか、公募型の樹木伐採も行います。



クリーン作戦(下流部)



NPO「分水さくらを守る会」の活動(中流部)



小泉晦日会の活動状況(上流部)

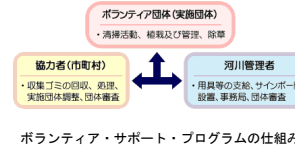





写真 71 住民参加の河川管理



写真 72 公募による伐採事業



ページ番号	【本文】 変更原案	ページ番号	【本文】 変更案(案)
104	第6章 信濃川流域における流域治水の取組	104	第6章 信濃川流域における流域治水の取組
<p>第9項 総合土砂管理</p> <p>信濃川流域では、砂防事業者、ダム管理者、海岸管理者、港湾管理者などとも連携し、流域の源頭部から海岸までの総合的な土砂管理の観点から、河床材料の経年的な変化だけでなく、粒度分布と量を含めた土砂移動の定量的な把握に努め、流域における土砂移動に関する調査・研究に取り組み、治水上安定的な河道の維持等に努め、健全な流砂系の構築を図ります。</p> <p>第6章 信濃川流域における流域治水の取組</p> <p>整備の途上段階や河川整備計画の目標が達成された場合においても、気候変動による水災害の激甚化・頻発化によって計画規模を上回る洪水が発生するおそれがあるため、集水域と河川区域、氾濫域を含めて一つの流域と捉え、流域のあらゆる関係者で被害の軽減に向けた「流域治水」を推進する必要があります。</p> <p>信濃川水系では、令和2年度に「信濃川(信濃川上流)流域治水協議会」、「信濃川(信濃川中流)流域治水協議会」、「信濃川(信濃川下流)流域治水協議会」を設立し、令和3年3月には「信濃川水系流域治水プロジェクト」をとりまとめ、河川管理者が取り組む河川整備を更に加速させるとともに、自治体などの関係者が取り組む雨水貯留施設の整備や、水力発電、農業用水、水道などの水利用を目的とする利水ダムを含めた既存ダムの事前放流等の「氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策」および、土地利用に関するルールづくり等の「被害対象を減少させるための対策」ならびに、河川管理者、自治体、民間団体などによる水防災教育の普及等の「被害の軽減、早期復旧復興のための対策」を公表したところです。</p> <p>これまでも、「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づいた「千曲川・犀川大規模氾濫に関する減災対策協議会」、「信濃川中流及び魚野川大規模氾濫に関する減災対策協議会」、「水害に強い信濃川下流域づくり推進協議会」により、河川対策に加えて氾濫域での減災対策(ソフト対策)を進めていたところですが、引き続き、自治体等への支援や流域のあらゆる関係者に信濃川流域のリスク情報などを提供・共有するとともに、流域の多くの関係者が一体となって、実効性のある信濃川水系の「流域治水」に取り組み、防災・減災対策を推進します。なお、必要に応じて、流域治水関連法により整備された流域治水の実効性を高める法的枠組を活用します。</p> <p>また、氾濫をできるだけ防ぐ・減らすために、流域内の土地利用やため池等の雨水の貯留・遊水機能の状況の変化の把握および治水効果の定量的・定性的な評価など、技術的な支援も含めて関係機関と協力して進め、これらを流域の関係者と共有し、より多くの関係者の参画および効果的な対策の促進に努めるとともに、必要に応じて取組の見直し等も実施します。</p>	<p>第9項 総合土砂管理</p> <p>信濃川流域では、砂防事業者、ダム管理者、海岸管理者、港湾管理者などとも連携し、流域の源頭部から海岸までの総合的な土砂管理の観点から、河床材料の経年的な変化だけでなく、粒度分布と量を含めた土砂移動の定量的な把握に努め、流域における土砂移動に関する調査・研究に取り組み、治水上安定的な河道の維持等に努め、健全な流砂系の構築を図ります。</p> <p>第6章 信濃川流域における流域治水の取組</p> <p>整備の途上段階や河川整備計画の目標が達成された場合においても、気候変動による水災害の激甚化・頻発化によって計画規模を上回る洪水が発生するおそれがあるため、集水域と河川区域、氾濫域を含めて一つの流域と捉え、流域のあらゆる関係者で被害の軽減に向けた「流域治水」を推進する必要があります。</p> <p>信濃川水系では、令和2年度に「信濃川(信濃川上流)流域治水協議会」、「信濃川(信濃川中流)流域治水協議会」、「信濃川(信濃川下流)流域治水協議会」を設立し、令和3年3月には「信濃川水系流域治水プロジェクト」をとりまとめ、河川管理者が取り組む河川整備を更に加速させるとともに、自治体などの関係者が取り組む雨水貯留施設の整備や、水力発電、農業用水、水道などの水利用を目的とする利水ダムを含めた既存ダムの事前放流等の「氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策」および、土地利用に関するルールづくり等の「被害対象を減少させるための対策」ならびに、河川管理者、自治体、民間団体などによる水防災教育の普及等の「被害の軽減、早期復旧復興のための対策」を公表したところです。</p> <p>これまでも、「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づいた「千曲川・犀川大規模氾濫に関する減災対策協議会」、「信濃川中流及び魚野川大規模氾濫に関する減災対策協議会」、「水害に強い信濃川下流域づくり推進協議会」により、河川対策に加えて氾濫域での減災対策(ソフト対策)を進めていたところですが、引き続き、自治体等への支援や流域のあらゆる関係者に信濃川流域のリスク情報などを提供・共有するとともに、流域の多くの関係者が一体となって、実効性のある信濃川水系の「流域治水」に取り組み、防災・減災対策を推進します。なお、必要に応じて特定都市河川の指定など、流域治水関連法により整備された流域治水の実効性を高める法的枠組を活用します。</p> <p>また、氾濫をできるだけ防ぐ・減らすために、流域内の土地利用やため池等の雨水の貯留・遊水機能の状況の変化の把握および治水効果の定量的・定性的な評価など、技術的な支援も含めて関係機関と協力して進め、これらを流域の関係者と共有し、より多くの関係者の参画および効果的な対策の促進に努めるとともに、必要に応じて取組の見直し等も実施します。</p>		

ページ番号	【本文】 変更原案	ページ番号	【本文】 変更案(案)
106	<p>第6章 信濃川流域における流域治水の取組 第2節 第1項「まちづくり」による水害に強い地域への誘導</p>	106	<p>第6章 信濃川流域における流域治水の取組 第2節 第1項「まちづくり」による水害に強い地域への誘導</p>
<p>第4項 水田の貯留機能向上のための田んぼダムの取組推進</p> <p>信濃川流域では、水田に一時的に雨水を貯めることで、排水路や河川への流出を抑制し、洪水被害を軽減する取組が進められています。引き続き、農業従事者等関係者の理解の下、関係する実施主体が協働・連携して田んぼダムの普及を進められるよう、技術的な支援を実施します。</p> <p>第5項 遊水機能を有する土地の保全</p> <p>遊水機能を有する水田等の土地については、将来の気候変動を考慮した治水計画等において活用する場合、土地の開発行為が進行すると、将来の遊水機能が確保できなくなるだけでなく、水害リスクが高い土地への開発誘導を進行させるおそれがあります。</p> <p>そのため、遊水機能を有する水田等の土地については、遊水機能を継続して保全できるよう、特定都市河川の指定も含め、自治体などの関係機関等と調整を行い、関係者の理解の下に、土地利用規制や災害危険区域に指定できるよう、リスクの提示や遊水効果算出の技術的な支援を行います。</p> <p>第2節 被害対象を減少させるための対策 第1項 「まちづくり」による水害に強い地域への誘導</p> <p>水害に強い地域への誘導に関する取組として、計画規模や想定最大規模以外にも、中高頻度の外力規模の浸水想定や施設整備前後の浸水想定といった時間軸や多段階の外力規模のハザード情報を、あらゆる機会を捉えて関係機関等へ流域の水災害リスク情報を共有・提供するとともに、浸水被害を軽減・増加させないため、都市計画マスタープランや立地適正化計画により水害に強い地域へ住居等を誘導し、浸水の危険性が高い地域に対し新たに家屋等の建築を行う場合には、自治体の条例に基づき建築の制限を行えるよう、土地利用に関するルールづくりに向けた技術的な支援を行います。</p> <p>また、住まい方の工夫に関する取組として、克雪対策として実施している高床式住まいや、宅地かさ上げ等を、浸水被害の軽減に資する対策としても普及を進めています。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>図 53 高床式住まいのイメージ図 図 54 宅地かさ上げ状況</p>		<p>第4項 水田の貯留機能向上のための田んぼダムの取組推進</p> <p>信濃川流域では、水田に一時的に雨水を貯めることで、排水路や河川への流出を抑制し、洪水被害を軽減する取組が進められています。引き続き、農業従事者等関係者の理解の下、関係する実施主体が協働・連携して田んぼダムの普及を進められるよう、技術的な支援を実施します。</p> <p>第5項 遊水機能を有する土地の保全</p> <p>遊水機能を有する水田等の土地については、将来の気候変動を考慮した治水計画等において活用する場合、土地の開発行為が進行すると、将来の遊水機能が確保できなくなるだけでなく、水害リスクが高い土地への開発誘導を進行させるおそれがあります。</p> <p>そのため、遊水機能を有する水田等の土地については、遊水機能を継続して保全できるよう、特定都市河川の指定も含め、自治体などの関係機関等と調整を行い、関係者の理解の下に、土地利用規制や災害危険区域に指定できるよう、リスクの提示や遊水効果算出の技術的な支援を行います。</p> <p>第2節 被害対象を減少させるための対策 第1項 「まちづくり」による水害に強い地域への誘導</p> <p>水害に強い地域への誘導に関する取組として、計画規模や想定最大規模以外にも、中高頻度の外力規模の浸水想定や施設整備前後の浸水想定といった時間軸や多段階の外力規模のハザード情報を、あらゆる機会を捉えて関係機関等へ流域の水災害リスク情報を共有・提供し、リスクの提示やリスク評価の技術的な支援を行うとともに、浸水被害を軽減・増加させないため、都市計画マスタープランや立地適正化計画により水害に強い地域へ住居等を誘導し、浸水の危険性が高い地域に対し新たに家屋等の建築を行う場合には、自治体の条例に基づき建築の制限を行えるよう、土地利用に関するルールづくりに向けた技術的な支援を行います。</p> <p>また、住まい方の工夫に関する取組として、克雪対策として実施している高床式住まいや、宅地かさ上げ等を、浸水被害の軽減に資する対策としても普及を進めています。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>図 53 高床式住まいのイメージ図 図 54 宅地かさ上げ状況</p>	

ページ番号	【本文】 変更原案	ページ番号	【本文】 変更案(案)
107	<p>第6章 信濃川流域における流域治水の取組</p> <p>第3節 第1項 マイ・タイムライン等の作成の支援・普及</p>	107	<p>第6章 信濃川流域における流域治水の取組</p> <p>第3節 第1項 マイ・タイムライン等の作成の支援・普及</p>
<p>第3節 被害の軽減、早期復旧 復興のための対策</p> <p>第1項 マイ・タイムライン等の作成の支援・普及</p> <p>住民の避難を促すための取組として、流域の関係機関と危機感を共有する流域タイムラインの整備と訓練、住民一人一人の防災行動をあらかじめ定めるマイ・タイムラインや地域単位の避難行動計画を定めるコミュニティタイムラインなどの作成への支援を行い、その普及を図っていきます。</p> <div data-bbox="106 425 349 586"> </div> <div data-bbox="382 425 625 586"> </div> <div data-bbox="658 425 902 586"> </div> <p>写真 84 住民避難を促すための各種タイムライン</p> <p>第2項 防災教育等の推進</p> <p>学校教育現場における防災教育の取組を推進するために、防災教育に関する年間指導計画作成支援や水害を対象とした避難訓練の実施に資する情報を教育委員会等に提供し、作成した防災教育に関する年間指導計画に基づいて防災教育講演会等の実施、洪水から身を守るための動画など防災教育に役立つコンテンツの提供を行います。</p> <p>また、防災知識の普及や防災意識の向上を図るため、自治体の避難情報や河川の防災情報等を活用した住民参加型の避難訓練等を関係機関と連携して推進します。</p> <div data-bbox="106 848 340 1019"> </div> <div data-bbox="355 848 598 1019"> </div> <div data-bbox="614 848 852 1019"> </div> <p>写真 85 学校教育現場における防災教育の取組事例</p> <p>第3項 住民等への情報伝達手段の強化</p> <p>洪水氾濫の切迫度や危険度を的確に把握できるよう、洪水に対しリスクが高い区間における水位計やライブカメラの設置等を行うとともに、水害リスクラインや川の防災情報等により水位情報やリアルタイムの映像を市町村と共有するための情報基盤の整備を行います。</p> <p>また、的確かつ効率的な水防を実施するために、危険箇所において、必要に応じて河川監視用CCTVや危機管理型水位計及び簡易型河川監視カメラを設置し、危険箇所の洪水時の情報を水防管理者や住民にリアルタイムで提供していきます。このような情報は、メディアの特性を活用した情報の伝達方策の充実も図っていきます。</p>	<p>第3節 被害の軽減、早期復旧 復興のための対策</p> <p>第1項 マイ・タイムライン等の作成の支援・普及</p> <p>住民の避難を促すための取組として、水害リスク情報の充実を図り、流域の関係機関と危機感を共有する流域タイムラインの整備と訓練、住民一人一人の防災行動をあらかじめ定めるマイ・タイムラインや地域単位の避難行動計画を定めるコミュニティタイムラインなどの作成への支援を行い、その普及を図っていきます。</p> <div data-bbox="1085 425 1329 586"> </div> <div data-bbox="1362 425 1605 586"> </div> <div data-bbox="1638 425 1881 586"> </div> <p>写真 84 住民避難を促すための各種タイムライン</p> <p>第2項 防災教育等の推進</p> <p>学校教育現場における防災教育の取組を推進するために、防災教育に関する年間指導計画作成支援や水害を対象とした避難訓練の実施に資する情報を教育委員会等に提供し、作成した防災教育に関する年間指導計画に基づいて防災教育講演会等の実施、洪水から身を守るための動画など防災教育に役立つコンテンツの提供を行います。</p> <p>また、防災知識の普及や防災意識の向上を図るため、自治体の避難情報や河川の防災情報等を活用した住民参加型の避難訓練等を関係機関と連携して推進します。</p> <div data-bbox="1085 848 1329 1019"> </div> <div data-bbox="1342 848 1586 1019"> </div> <div data-bbox="1601 848 1839 1019"> </div> <p>写真 85 学校教育現場における防災教育の取組事例</p> <p>第3項 住民等への情報伝達手段の強化</p> <p>洪水氾濫の切迫度や危険度を的確に把握できるよう、洪水に対しリスクが高い区間における水位計やライブカメラの設置等を行うとともに、水害リスクラインや川の防災情報等により水位情報やリアルタイムの映像を市町村と共有するための情報基盤の整備を行います。</p> <p>また、的確かつ効率的な水防を実施するために、危険箇所において、必要に応じて河川監視用CCTVや危機管理型水位計及び簡易型河川監視カメラを設置し、危険箇所の洪水時の情報を水防管理者や住民にリアルタイムで提供していきます。このような情報は、メディアの特性を活用した情報の伝達方策の充実も図っていきます。</p>		

本文・附図の修正

ページ番号	【本文】 変更原案
14	第3章 河川の現状と課題 第1節 第2項 治水事業の沿革

ページ番号	【本文】 変更案(案)
14	第3章 河川の現状と課題 第1節 第2項 治水事業の沿革

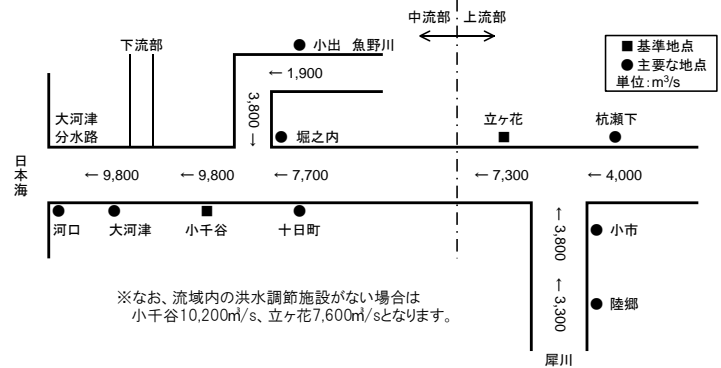


図 8 流量配分図(上流部、中流部)

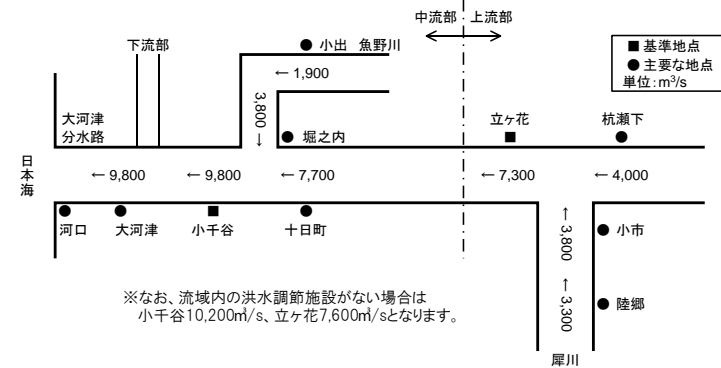


図 8 河川整備計画(平成26年1月策定)における流量配分図(上流部、中流部)

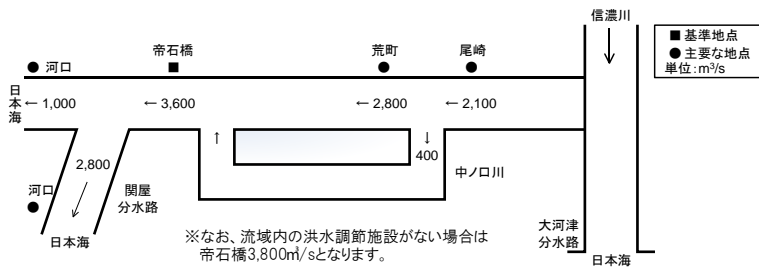


図 9 流量配分図(下流部)

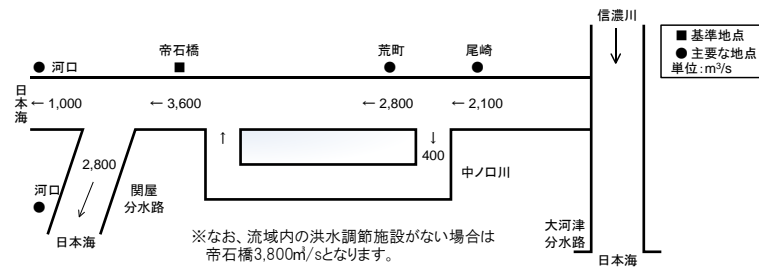


図 9 河川整備計画(平成26年1月策定)における流量配分図(下流部)

河川整備基本方針策定以降の主要な事業として、上流部では千曲川立ヶ花下流無堤地の築堤事業や立ヶ花、戸狩狭窄部での掘削、千曲川中流、犀川上流での築堤等を進めており、大町ダム等再編事業が建設段階に移行しています。

中流部では、平成15年度より実施の大河津可動堰の改築事業により流下能力の向上と洪水流向の是正を行っています。また信濃川本川の西藏王地先や東小千谷地先、魚野川の西小出地先などで築堤や河道掘削等を行い、昭和56年などの近年洪水に対する再度災害防止を図っています。また、平成27年度からは大河津分水路改修事業に着手し河口部左岸の拡幅や第二床固の改築などを進めています。

上流部、中流部では、令和元年東日本台風による洪水での千曲川、信濃川の本川部での越水等による被害を受け、「信濃川水系緊急治水対策プロジェクト」を現在進めています。

下流部では、本川において平成23年7月洪水に対し、河道掘削を順次実施し、洪水の流下阻害となるもぐり橋等の架替などを実施しており、本川下流ではやすらぎ堤の整備を進めています。

河川整備基本方針策定以降の主要な事業として、上流部では千曲川立ヶ花下流無堤地の築堤事業や立ヶ花、戸狩狭窄部での掘削、千曲川中流、犀川上流での築堤等を進めており、大町ダム等再編事業が建設段階に移行しています。

中流部では、平成15年度より実施の大河津可動堰の改築事業により流下能力の向上と洪水流向の是正を行っています。また信濃川本川の西藏王地先や東小千谷地先、魚野川の西小出地先などで築堤や河道掘削等を行い、昭和56年などの近年洪水に対する再度災害防止を図っています。また、平成27年度からは大河津分水路改修事業に着手し河口部左岸の拡幅や第二床固の改築などを進めています。

上流部、中流部では、令和元年東日本台風による洪水での千曲川、信濃川の本川部での越水等による被害を受け、「信濃川水系緊急治水対策プロジェクト」を現在進めています。

下流部では、本川において平成23年7月洪水に対し、河道掘削を順次実施し、洪水の流下阻害となるもぐり橋等の架替などを実施しており、本川下流ではやすらぎ堤の整備を進めています。

ページ番号	【本文】 変更原案
53	第3章 河川の現状と課題 第4節 第4項 1.河川空間の利用状況

ページ番号	【本文】 変更案(案)
53	第3章 河川の現状と課題 第4節 第4項 1.河川空間の利用状況

(2) 中流部

中流部ではグラウンド、公園等を年間約106万人が利用しています。
平成31年度調査による中流部の利用形態は、約7割近くが散策等の利用で、次いでスポーツの利用が多くなっています。利用場所は、高水敷が半数以上を占め、次いで堤防が多く、両方を合わせると9割以上になります。

表 12 中流部の利用形態

区分	項目	年間推計値(千人)			利用状況の割合		
		H21	H26	H31	平成21年度	平成26年度	平成31年度
利用形態別	スポーツ	235	74	250	スポーツ10.2% 釣り3.3%	スポーツ9.8% 釣り9.5%	スポーツ23.8% 釣り2.0%
	釣り	168	72	21			
	水遊び	103	37	33	散策等78.1% 水遊び4.5%	散策等75.8% 水遊び4.9%	散策等71.3% 水遊び0.3%
	散策等	1,800	574	755			
	合計	2,306	757	1,059			
利用場所別	水面	122	39	22	水面5.3% 水際6.5%	水面5.2% 水際9.2%	水面2.1% 水際3.0%
	水際	149	70	32			
	高水敷	982	333	595	堤防45.7% 高水敷42.6%	堤防41.6% 高水敷44.0%	堤防38.7% 高水敷56.2%
	堤防	1,053	315	410			
	合計	2,306	757	1,059			

(3) 下流部

下流部は年間約205万人が利用しています。
平成31年度調査による下流部の利用形態は、7割以上が散策等の利用であり、次いでスポーツの利用が多くなっています。利用場所は、高水敷が6割近くを占め、次いで堤防が多く、両方を合わせると9割程度になります。

表 13 下流部の利用形態

区分	項目	年間推計値(千人)			利用状況の割合		
		H21	H26	H31	平成21年度	平成26年度	平成31年度
利用形態別	スポーツ	295	250	284	スポーツ16.0% 釣り3.7%	スポーツ16.0% 釣り5.7%	スポーツ14.0% 釣り5.9%
	釣り	105	96	73			
	水遊び	131	58	104	散策等75.4% 水遊び4.9%	散策等71.1% 水遊び7.1%	散策等76.8% 水遊び3.3%
	散策等	1,304	1,335	1,588			
	合計	1,835	1,739	2,049			
利用場所別	水面	155	56	103	水面4.8% 水際4.9%	水面3.4% 水際4.4%	水面3.2% 水際5.6%
	水際	81	97	74			
	高水敷	1,063	972	912	堤防31.7% 高水敷58.6%	堤防29.2% 高水敷57.9%	堤防35.3% 高水敷55.9%
	堤防	536	614	960			
	合計	1,835	1,739	2,049			

(2) 中流部

中流部ではグラウンド、公園等を年間約106万人が利用しています。
平成31年度調査による中流部の利用形態は、約7割近くが散策等の利用で、次いでスポーツの利用が多くなっています。利用場所は、高水敷が半数以上を占め、次いで堤防が多く、両方を合わせると9割以上になります。

表 12 中流部の利用形態

区分	項目	年間推計値(千人)			利用状況の割合		
		H21	H26	H31	平成21年度	平成26年度	平成31年度
利用形態別	スポーツ	235	74	250	スポーツ10.2% 釣り3.3%	スポーツ9.8% 釣り9.5%	スポーツ23.8% 釣り2.0%
	釣り	168	72	21			
	水遊び	103	37	33	散策等78.1% 水遊び4.5%	散策等75.8% 水遊び4.9%	散策等71.3% 水遊び0.3%
	散策等	1,800	574	755			
	合計	2,306	757	1,059			
利用場所別	水面	122	39	22	水面5.3% 水際6.5%	水面5.2% 水際9.2%	水面2.1% 水際3.0%
	水際	149	70	32			
	高水敷	982	333	595	堤防45.7% 高水敷42.6%	堤防41.6% 高水敷44.0%	堤防38.7% 高水敷56.2%
	堤防	1,053	315	410			
	合計	2,306	757	1,059			

(3) 下流部

下流部は年間約205万人が利用しています。
平成31年度調査による下流部の利用形態は、7割以上が散策等の利用であり、次いでスポーツの利用が多くなっています。利用場所は、堤防が5割近くを占め、次いで高水敷が多く、両方を合わせると9割程度になります。

表 13 下流部の利用形態

区分	項目	年間推計値(千人)			利用状況の割合		
		H21	H26	H31	平成21年度	平成26年度	平成31年度
利用形態別	スポーツ	295	250	284	スポーツ16.1% 釣り5.7%	スポーツ14.4% 釣り5.5%	スポーツ13.9% 釣り3.6%
	釣り	105	96	73			
	水遊び	131	58	104	散策等71.1% 水遊び7.1%	散策等76.8% 水遊び3.3%	散策等77.5% 水遊び5.1%
	散策等	1,304	1,335	1,588			
	合計	1,835	1,739	2,049			
利用場所別	水面	155	56	103	水面8.4% 水際4.4%	水面3.2% 水際5.6%	水面5.0% 水際6.6%
	水際	81	97	74			
	高水敷	1,063	972	912	堤防29.2% 高水敷57.9%	堤防35.3% 高水敷55.9%	堤防46.9% 高水敷44.5%
	堤防	536	614	960			
	合計	1,835	1,739	2,049			

ページ番号	【本文】 変更原案	ページ番号	【本文】 変更案(案)
67	第5章 河川の整備の実施に関する事項 第1節 第1項 1.洪水の安全な流下対策	67	第5章 河川の整備の実施に関する事項 第1節 第1項 1.洪水の安全な流下対策

表 15 堤防整備実施箇所(上流部)

河川名	施行の場所			機能の概要
	地先	左右岸区分	区間	
上流部 千曲川	飯山市常郷地先	左岸	23.6k 付近～24.4k 付近	流下能力を向上させる
	飯山市静間地先～飯山市蓮地先	左岸	35.6k 付近～37.2k 付近	
	中野市上今井地先	左岸	47.3k～48.7k 付近	
	長野市柳原地先～長野市屋島地先	左岸	60.1k～62.9k 付近	
	須坂市福島地先～長野市若穂綿内地先	右岸	60.3k～62.8k 付近	
	長野市若穂綿内地先	右岸	62.8k～63.8k 付近	
	長野市屋島地先～長野市大豆島地先	左岸	62.9k～65.3k 付近	
	長野市若穂牛島地先	右岸	65.0k～65.8k 付近	
	長野市松代町牧島地先～長野市松代町柴地先	右岸	69.1k～71.5k 付近	
	長野市小島田町地先	左岸	70.6k～71.3k 付近	
	長野市篠ノ井塩崎地先	左岸	78.6k～79.9k 付近	
	千曲市屋代地先	右岸	78.9k～79.2k 付近	
	千曲市屋代地先～千曲市粟佐地先	右岸	79.8k～80.4k 付近	
	長野市篠ノ井塩崎地先～千曲市野高場地先	左岸	81.2k～82.9k 付近	
	千曲市杭瀬下地先～千曲市中地先	右岸	82.8k～84.3k 付近	
	千曲市八幡地先	左岸	84.3k 付近	
	千曲市八幡地先～千曲市須坂地先	左岸	84.4k～85.9k 付近	
	千曲市須坂地先～千曲市若宮地先	左岸	86.4k～88.8k 付近	
	千曲市千本柳地先～千曲市上徳間地先	右岸	86.6k～88.2k 付近	
	千曲市上山田地先～坂城町上五明地先	左岸	90.6k～92.7k 付近	
	千曲市磯部地先～坂城町坂城地先	右岸	91.2k～92.3k 付近	
	坂城町上五明地先～坂城町網掛地先	左岸	93.8k～95.5k 付近	
	坂城町中之条地先	右岸	94.0k～94.2k 付近	
	坂城町南条地先	右岸	95.8k～97.9k 付近	
	坂城町網掛地先～坂城町南条地先	左岸	95.9k～97.3k 付近	
	上田市小牧地先	左岸	105.5k～105.8k 付近	
上田市大屋地先	右岸	109.2k～109.4k 付近		

※今後の水害の発生や詳細な調査の実施により、施行場所が変更となる場合があります。

表 15 堤防整備実施箇所(上流部)

河川名	施行の場所			機能の概要
	地先	左右岸区分	区間	
上流部 千曲川	飯山市常郷地先	左岸	23.6k 付近～24.4k 付近	流下能力を向上させる
	飯山市静間地先～飯山市蓮地先	左岸	35.6k 付近～ 36.5k 付近	
	中野市上今井地先	左岸	47.3k～48.7k 付近	
	長野市柳原地先～長野市屋島地先	左岸	60.1k～ 62.8k 付近	
	須坂市福島地先～長野市若穂綿内地先	右岸	60.3k～62.8k 付近	
	長野市若穂綿内地先	右岸	62.8k～ 65.0k 付近	
	長野市屋島地先～長野市大豆島地先	左岸	62.8k ～65.3k 付近	
	長野市若穂牛島地先	右岸	65.0k～65.8k 付近	
	長野市松代町牧島地先～長野市松代町柴地先	右岸	69.1k～71.5k 付近	
	長野市小島田町地先	左岸	70.6k～71.3k 付近	
	長野市篠ノ井塩崎地先	左岸	78.6k～79.9k 付近	
	千曲市屋代地先	右岸	78.9k～79.2k 付近	
	千曲市屋代地先～千曲市粟佐地先	右岸	79.8k～80.4k 付近	
	長野市篠ノ井塩崎地先～千曲市野高場地先	左岸	81.2k～82.9k 付近	
	千曲市杭瀬下地先～千曲市中地先	右岸	82.8k～84.3k 付近	
	千曲市八幡地先	左岸	84.3k 付近	
	千曲市八幡地先～千曲市須坂地先	左岸	84.4k～85.9k 付近	
	千曲市須坂地先～千曲市若宮地先	左岸	86.4k～88.8k 付近	
	千曲市千本柳地先～千曲市上徳間地先	右岸	86.6k～88.2k 付近	
	千曲市上山田地先～坂城町上五明地先	左岸	90.6k～92.7k 付近	
	千曲市磯部地先～坂城町坂城地先	右岸	91.2k～92.3k 付近	
	坂城町上五明地先～坂城町網掛地先	左岸	93.8k～95.5k 付近	
	坂城町中之条地先	右岸	94.0k～94.2k 付近	
	坂城町南条地先	右岸	95.8k～97.9k 付近	
	坂城町網掛地先～坂城町南条地先	左岸	95.9k～97.3k 付近	
	上田市小牧地先	左岸	105.5k～105.8k 付近	
上田市大屋地先	右岸	109.2k～109.4k 付近		

※今後の水害の発生や詳細な調査の実施により、施行場所が変更となる場合があります。

ページ番号	【本文】 変更原案
71	第5章 河川の整備の実施に関する事項 第1節 第1項 1.洪水の安全な流下対策

ページ番号	【本文】 変更案(案)
71	第5章 河川の整備の実施に関する事項 第1節 第1項 1.洪水の安全な流下対策

表 19 河道掘削実施箇所(上流部)

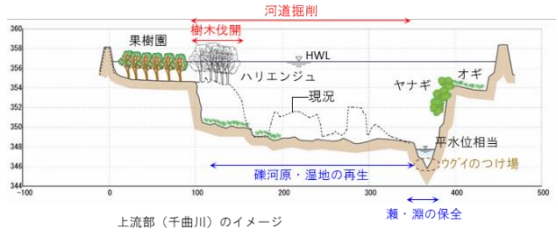
河川名	施行の場所		機能の概要		
	地先	区間			
上流部	千曲川	飯山市上境地先～ 飯山市飯山地先 野沢温泉村平林地先～ 飯山市飯山地先	22.0k～32.0k 付近	流下能力を 向上させる	
		飯山市静間地先～ 飯山市蓮地先 中野市岩井地先	35.8k～36.3k 付近		
		中野市豊津地先～ 長野市村山地先 中野市壁田地先～ 中野市立ヶ花地先	41.0k～60.0k 付近		
		長野市若穂牛島地先	65.3k～68.5k 付近		
		長野市小田島町地先～ 千曲市八幡地先 長野市松代町紫地先～ 千曲市中地先	70.8k～84.5k 付近		
		千曲市若宮地先～ 千曲市磯部地先 千曲市戸倉地先～ 千曲市磯部地先	88.3k～89.9k 付近		
		上田市小泉地先～ 上田市塩川地先 上田市下塩尻地先～ 上田市大屋地先	98.7k～109.5k 付近		
		犀川	安曇野市明科七貴地先 安曇野市明科東川手地先		57.8k～58.3k 付近

※今後の水害の発生や詳細な調査の実施により、施行場所が変更となる場合があります。

表 19 河道掘削実施箇所(上流部)

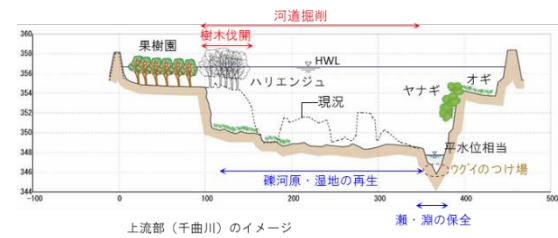
河川名	施行の場所		機能の概要		
	地先	区間			
上流部	千曲川	飯山市上境地先～ 飯山市飯山地先 野沢温泉村平林地先～ 飯山市飯山地先	22.0k～32.0k 付近	流下能力を 向上させる	
		飯山市静間地先～ 飯山市蓮地先 中野市岩井地先	35.8k～36.3k 付近		
		中野市豊津地先～ 長野市村山地先 中野市壁田地先～ 須坂市村山地先	41.0k～60.0k 付近		
		長野市若穂牛島地先～ 長野市松代町大室地先	65.3k～68.5k 付近		
		長野市小田島町地先～ 千曲市八幡地先 長野市松代町小島田地先～ 千曲市中地先	70.4k～84.5k 付近		
		千曲市若宮地先～ 千曲市磯部地先 千曲市戸倉地先～ 千曲市磯部地先	88.3k～89.9k 付近		
		上田市小泉地先～ 上田市塩川地先 上田市下塩尻地先～ 上田市大屋地先	98.7k～109.5k 付近		
		犀川	安曇野市明科七貴地先 安曇野市明科東川手地先		57.8k～58.3k 付近

※今後の水害の発生や詳細な調査の実施により、施行場所が変更となる場合があります。



上流部(千曲川)のイメージ

図 43 河道掘削断面のイメージ図(上流部)



上流部(千曲川)のイメージ

図 43 河道掘削断面のイメージ図(上流部)

ページ番号	【本文】 変更原案
77	第5章 河川の整備の実施に関する事項 第1節 第1項 4.河川管理施設の安全性確保対策

ページ番号	【本文】 変更案(案)
77	第5章 河川の整備の実施に関する事項 第1節 第1項 4.河川管理施設の安全性確保対策

表 28 河川防災ステーション等整備箇所

河川名	施行の場所			機能の概要	
	地先	左右岸区分	位置		
上流部	千曲川	飯山市常盤地先	左岸	29.7k 付近	水防活動や応急復旧活動の活動拠点となる。
		長野市穂保地先 (長沼地区河川防災ステーション)	左岸	57.5k 付近	
中流部	信濃川 大河津分水路	燕市大川津地先	右岸	0.0k 付近	
	信濃川	長岡市信濃地先～ 長岡市岡村町地先	右岸	17.8k 付近	
下流部	信濃川	新潟市江南区天野地先 (天野地区河川防災ステーション)	右岸	7.9k 付近	

※施行の場所は、今後の地域等の協議により追加されることがあります。

4. 河川管理施設の安全性確保対策

(1) 大規模地震への対応（耐震対策）

河川管理施設の耐震性能照査結果を踏まえて、対策が必要な河川管理施設については、地震発生後においても河川管理施設が洪水や津波に対して所要の機能を発揮できるよう対策を実施します。

また、沿川の許可工作物においても耐震対策を推進できるよう、施設管理者との間で技術面を中心とした協力・情報共有体制を構築します。

表 29 施設耐震対策実施箇所

河川名	施行の場所			機能の概要	
	施設名	左右岸区分	位置		
上流部	千曲川	御立野川排水機場 (御立野川樋門) [※]	左岸	28.6k 付近	地震発生時にも河川管理施設が所要の機能を発揮できるよう補強を行う。
		篠井川排水機場 [※] (篠井川樋門・ 篠井川排水機場吐出水門) [※]	右岸	52.3k 付近	
		更級川排水機場 (宮川樋門) [※]	左岸	83.2k 付近	
		八王子排水機場 [※] (荒砥沢排水樋門・ 八王子排水機場吐出水門) [※]	左岸	89.0k 付近	
中流部	信濃川 大河津分水路	五千石樋管	右岸	1.3k 付近	
	信濃川	大河津洗堰	—	-1.5k 付近	
		柿川水門 [※]	右岸	15.3k 付近	
		柿川排水機場 [※] (柿川排水機場排水樋管) [※]	右岸	15.3k 付近	
下流部	信濃川 関屋分水路	新潟大堰	—	0.1k 付近	
		信濃川水門	右岸	1.6k 付近	
	信濃川	西川排水機場 (含排水樋管) [※]	左岸	2.1k 付近	
		鳥屋野濁排水機場 (含吐出樋管) [※]	右岸	4.2k 付近	
		鷲ノ木水門 [※]	左岸	7.1k 付近	
		覚路津水門 [※]	右岸	11.6k 付近	
		五社川水門 [※]	右岸	23.6k 付近	
		才歩川水門 [※]	右岸	24.0k 付近	
		蒲原大堰	—	43.4k 付近	
		中ノ口川水門	—	34.0k 付近	

注：今後の照査の対象地震等の見直しや、解析の結果により対策が必要な施設が変更となる場合があります。
※耐震照査未実施のため、今後照査を実施し、必要に応じて対策を講じます。

表 28 河川防災ステーション等整備箇所

河川名	施行の場所			機能の概要	
	地先	左右岸区分	位置		
上流部	千曲川	飯山市常盤地先	左岸	29.7k 付近	水防活動や応急復旧活動の活動拠点となる。
		長野市穂保地先 (長沼地区河川防災ステーション)	左岸	57.5k 付近	
中流部	信濃川 大河津分水路	燕市大川津地先	右岸	0.0k 付近	
	信濃川	長岡市信濃地先～ 長岡市岡村町地先	右岸	17.8k 付近	
下流部	信濃川	新潟市江南区天野地先 (天野地区河川防災ステーション)	右岸	7.9k 付近	

※施行の場所は、今後の地域等の協議により追加されることがあります。

4. 河川管理施設の安全性確保対策

(1) 大規模地震への対応（耐震対策）

河川管理施設の耐震性能照査結果を踏まえて、対策が必要な河川管理施設については、地震発生後においても河川管理施設が洪水や津波に対して所要の機能を発揮できるよう対策を実施します。

また、沿川の許可工作物においても耐震対策を推進できるよう、施設管理者との間で技術面を中心とした協力・情報共有体制を構築します。

表 29 施設耐震対策実施箇所

河川名	施行の場所			機能の概要	
	施設名	左右岸区分	位置		
上流部	千曲川	御立野川排水機場 (御立野川樋門) [※]	左岸	28.6k 付近	地震発生時にも河川管理施設が所要の機能を発揮できるよう補強を行う。
		篠井川排水機場 [※] (篠井川樋門・ 篠井川排水機場吐出水門) [※]	右岸	52.3k 付近	
		更級川排水機場 (宮川樋門) [※]	左岸	83.2k 付近	
		八王子排水機場 [※] (荒砥沢排水樋門・ 八王子排水機場吐出水門) [※]	左岸	89.0k 付近	
中流部	信濃川 大河津分水路	五千石樋管	右岸	1.3k 付近	
	信濃川	大河津洗堰	—	-1.5k 付近	
		柿川水門 [※]	右岸	15.3k 付近	
		柿川排水機場 [※] (柿川排水機場排水樋管) [※]	右岸	15.3k 付近	
下流部	信濃川 関屋分水路	新潟大堰	—	0.0k 付近	
		信濃川水門	右岸	1.6k 付近	
	信濃川	西川排水機場 (含排水樋管) [※]	左岸	2.1k 付近	
		鳥屋野濁排水機場 (含吐出樋管) [※]	右岸	4.2k 付近	
		鷲ノ木水門 [※]	左岸	7.1k 付近	
		覚路津水門 [※]	右岸	11.6k 付近	
		五社川水門 [※]	右岸	23.6k 付近	
		才歩川水門 [※]	右岸	24.0k 付近	
		蒲原大堰	—	43.4k 付近	
		中ノ口川水門	—	34.0k 付近	

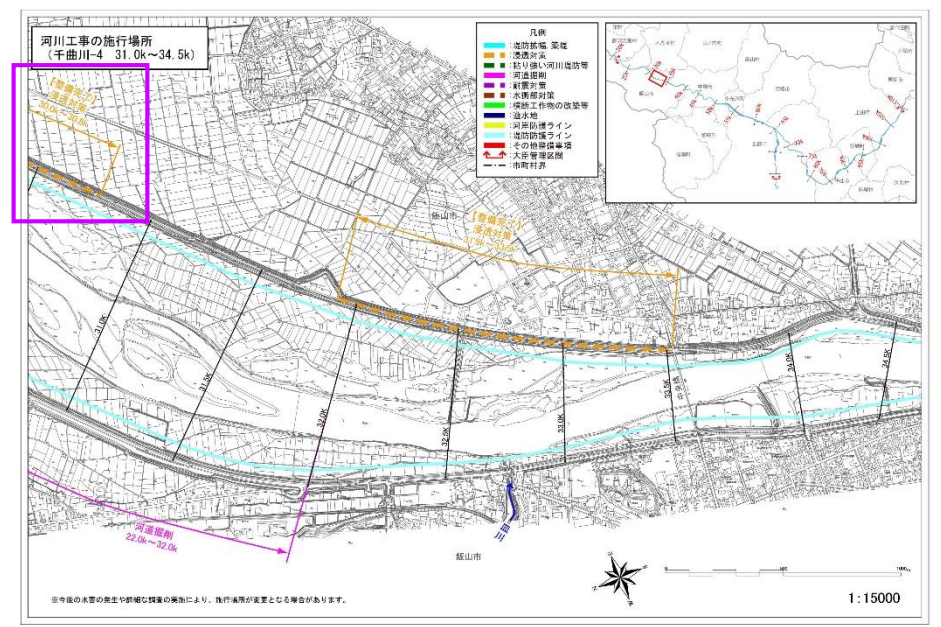
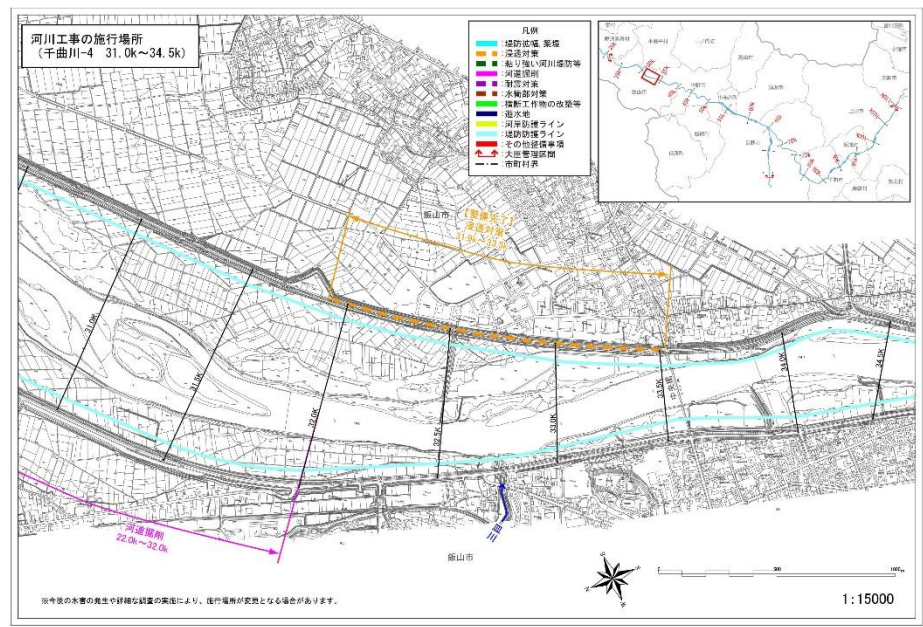
注：今後の照査の対象地震等の見直しや、解析の結果により対策が必要な施設が変更となる場合があります。
※耐震照査未実施のため、今後照査を実施し、必要に応じて対策を講じます。

紫字:第3回部会時から修正

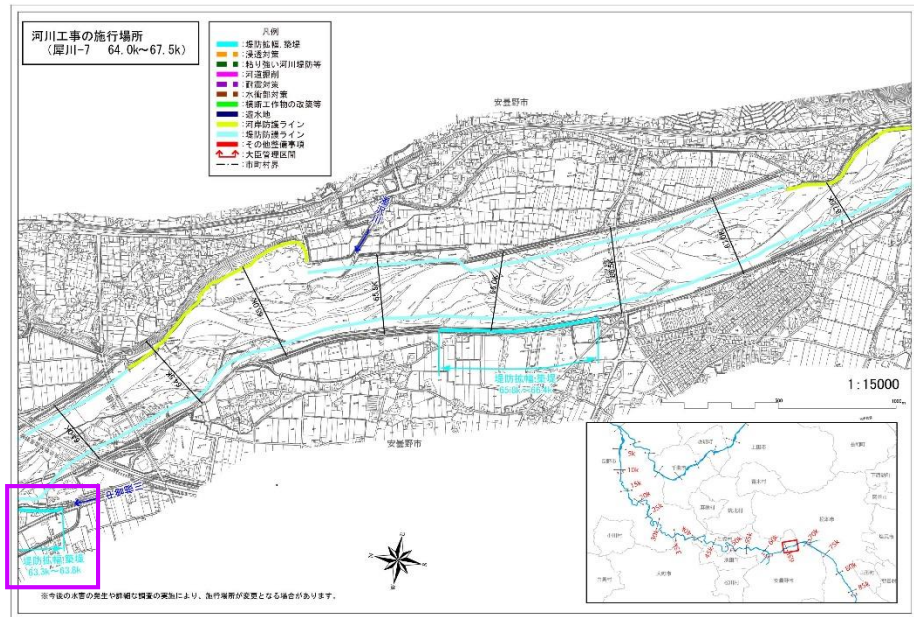
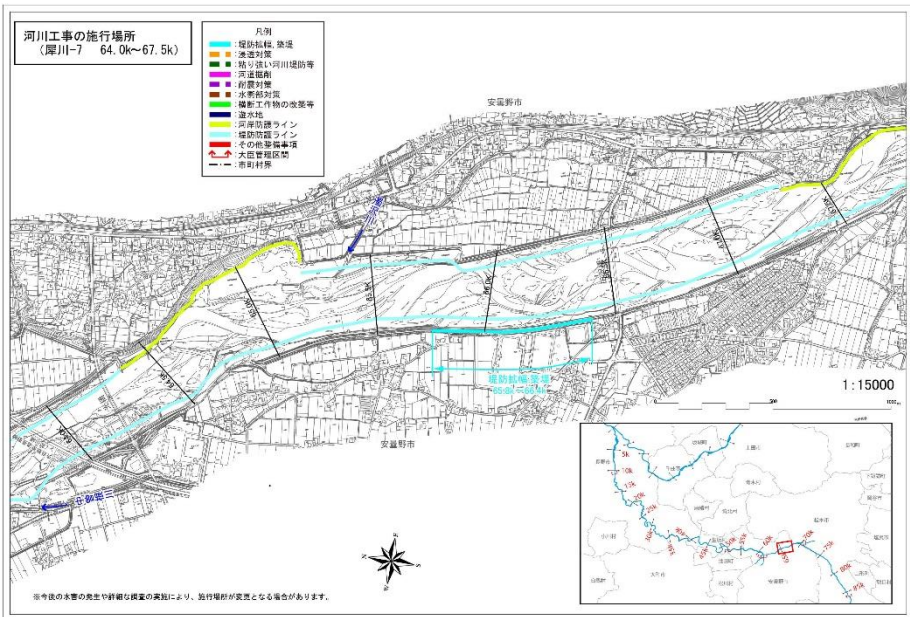
ページ番号	【附図[上流部]】 変更原案	ページ番号	【附図[上流部]】 変更案(案)
-------	----------------	-------	------------------

附図-9	
------	--

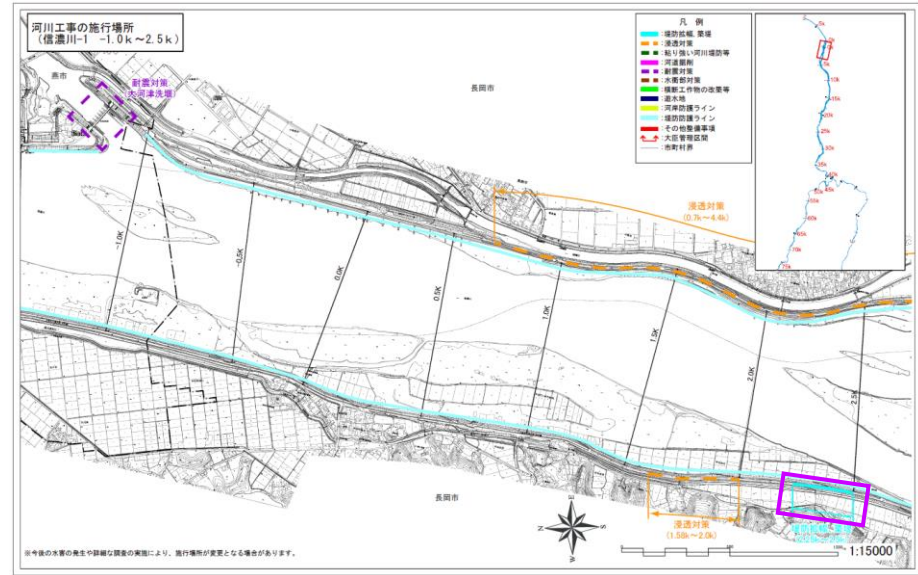
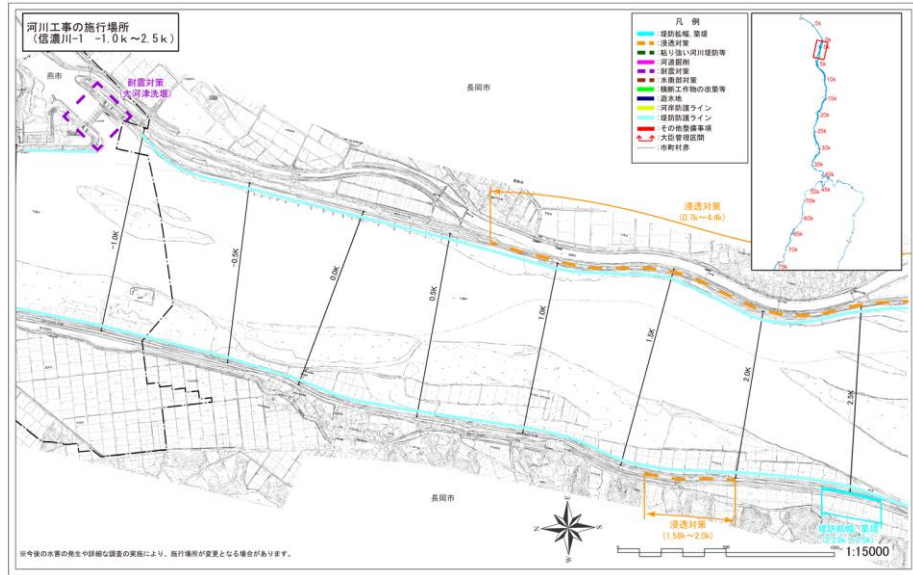
附図-9	
------	--



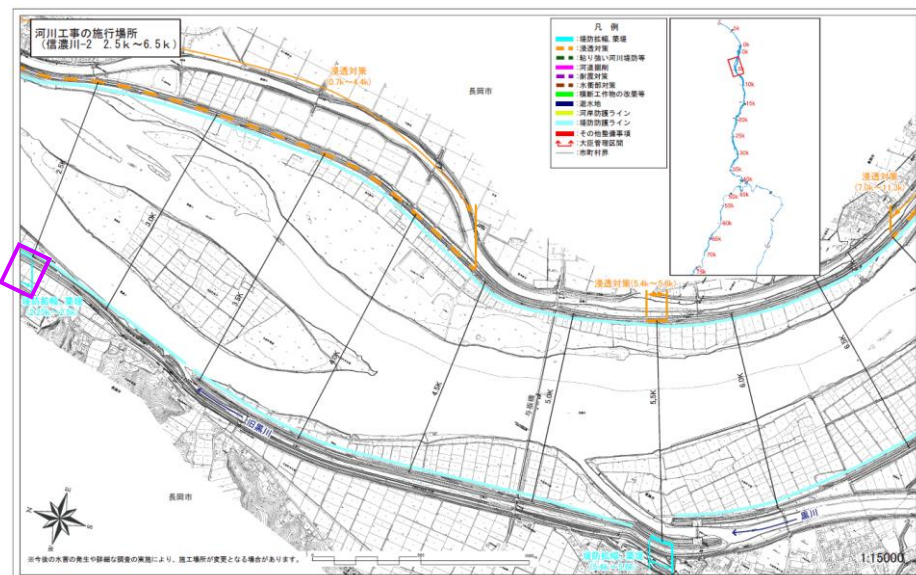
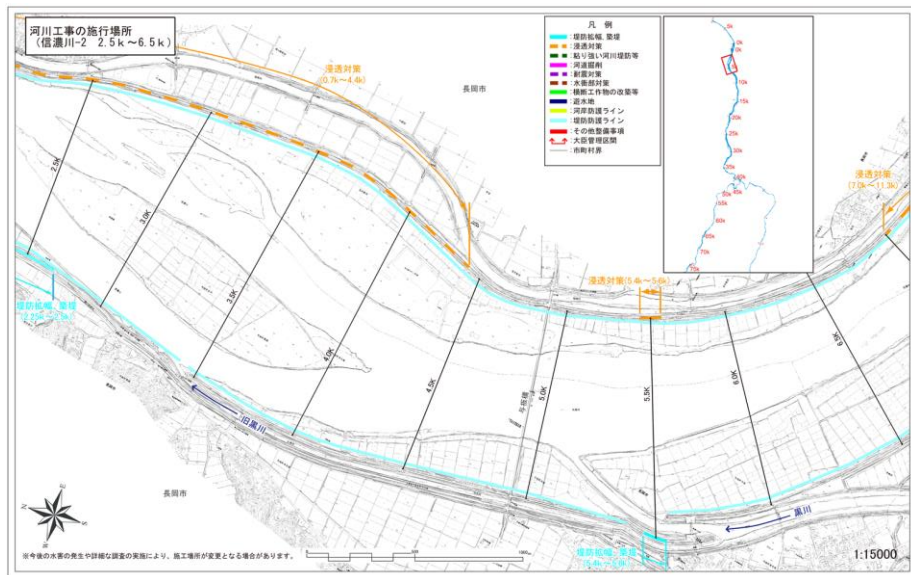
ページ番号	【附図[上流部]】 変更原案	ページ番号	【附図[上流部]】 変更案(案)
附図-37		附図-37	



ページ番号	【附図[中流部]】 変更原案	ページ番号	【附図[中流部]】 変更案(案)
附図-8		附図-8	



ページ番号	【附図[中流部]】 変更原案	ページ番号	【附図[中流部]】 変更案(案)
附図-9		附図-9	



信濃川水系河川整備計画 変更原案・変更案（案）対比表

ページ番号	【附図[下流部]】 変更原案
附図-2	

ページ番号	【附図[下流部]】 変更案(案)
附図-2	

信濃川水系河川整備計画での整備一覧表 [下流部] 整備完了

河川名	施行の場所	区間	左右岸別	備考
関屋分水路	新潟市西区関屋地先(左岸) 新潟市中央区信濃町地先(右岸)	0.1k付近	-	耐震対策 新潟大堰
信濃川・関屋分水路	新潟市西区関屋堀割町地先～ 新潟市西区寺地地先(左岸) 新潟市中央区有明台地先～ 新潟市中央区美咲町地先(右岸)	0.1k～2.5k付近	-	河道掘削 河積確保を図るため
信濃川	新潟市中央区綱川原地先	1.6k付近	右岸	耐震対策 信濃川水門
信濃川	新潟市西区小新地先	2.1k付近	左岸	耐震対策 西川排水機場
信濃川	新潟市中央区美咲町地先～ 新潟市江南区楚川地先	2.5k～6.1k付近	右岸	浸透対策 浸透に対して堤防の 安全性を確保するため
信濃川	新潟市中央区太石工門新田地先	4.2k付近	右岸	耐震対策 鳥屋野潟排水機場
信濃川	新潟市西区善久地先～ 新潟市西区大野町地先	6.0k付近	左岸	支川合流点処理 中ノ口川
信濃川	新潟市西区善久地先	5.9k～6.5k付近	左岸	浸透対策 浸透に対して堤防の 安全性を確保するため
信濃川	新潟市南区萱ノ木新田地先	7.1k付近	左岸	耐震対策 萱ノ木水門
信濃川	新潟市江南区天野地先	7.9k付近	右岸	河川防災 ステーション整備
信濃川	新潟市秋葉区覚路津地先	11.6k付近	右岸	耐震対策 覚路津水門
信濃川	新潟市秋葉区覚路津地先～ 新潟市秋葉区子成場地先	11.9k～17.2k付近	右岸	河道掘削 河積確保を図るため
信濃川	新潟市南区大掃新田地先～ 新潟市南区大郷地先	12.7k～13.2k付近	左岸	河道掘削 河積確保を図るため
信濃川	新潟市南区大郷地先～ 新潟市南区赤洪地先	14.1k～16.2k付近	左岸	河道掘削 河積確保を図るため
信濃川	新潟市南区堀掛地先～ 新潟市南区下八枚地先	17.4k～19.3k付近	左岸	河道掘削 河積確保を図るため
信濃川	新潟市秋葉区小須戸地先	19.4k～20.0k付近	右岸	河道掘削 河積確保を図るため
信濃川	新潟市南区下八枚地先～ 新潟市南区菱湯地先	19.9k～24.3k付近	左岸	河道掘削 河積確保を図るため
信濃川	新潟市秋葉区小須戸地先	20.5k付近	右岸	築堤 築堤するため
信濃川	新潟市南区戸石地先(左岸) 新潟市秋葉区小須戸地先(右岸)	20.5k付近	-	橋梁架替 小須戸橋
信濃川	新潟市秋葉区水田地先	23.6k付近	右岸	耐震対策 五社川水門
信濃川	田上町曾根新田地先～ 田上町横場新田地先	23.9k～25.5k付近	右岸	河道掘削 河積確保を図るため
信濃川	田上町大字田上字滝沢丁地先	24.0k付近	右岸	耐震対策 才歩川水門
信濃川	田上町横場新田地先～ 田上町保明新田地先	26.8k～28.2k付近	右岸	河道掘削 河積確保を図るため
信濃川	新潟市南区庄瀬地先～ 加茂市五反田地先	27.7k～29.5k付近	左岸	河道掘削 河積確保を図るため
信濃川	田上町保明新田地先	28.8k付近	右岸	支川合流点処理 加茂川
信濃川	加茂市加茂新田地先～ 加茂市山島新田地先	30.6k～32.6k付近	右岸	河道掘削 河積確保を図るため
信濃川	加茂市前須田地先	30.9k～31.2k付近	左岸	水衝部対策 洪水による侵食から 堤防を防護するため
信濃川	加茂市鶴森地先～ 三条市井戸場地先	31.9k～32.3k付近	左岸	水衝部対策 洪水による侵食から 堤防を防護するため
信濃川	三条市井戸場地先	32.3k～32.8k付近	左岸	河道掘削 河積確保を図るため
信濃川	三条市井戸場地先	32.3k～33.6k付近	左岸	浸透対策 浸透に対して堤防の 安全性を確保するため
信濃川	加茂市山島新田地先～ 加茂市加茂新田地先	32.6k～32.9k付近	右岸	水衝部対策 洪水による侵食から 堤防を防護するため
信濃川	加茂市天神林地先～ 三条市柳場新田地先	33.3k～33.8k付近	右岸	水衝部対策 洪水による侵食から 堤防を防護するため

※今後の水害の発生や詳細な調査の実施により、施行場所が変更となる場合があります。

信濃川水系河川整備計画での整備一覧表 [下流部] 整備完了

河川名	施行の場所	区間	左右岸別	備考
関屋分水路	新潟市西区関屋地先(左岸) 新潟市中央区 浜浦町 地先(右岸)	0.0k付近	-	耐震対策 新潟大堰
信濃川・関屋分水路	新潟市西区関屋堀割町地先～ 新潟市西区寺地地先(左岸) 新潟市中央区有明台地先～ 新潟市中央区美咲町地先(右岸)	0.1k～2.5k付近	-	河道掘削 河積確保を図るため
信濃川	新潟市中央区綱川原地先	1.6k付近	右岸	耐震対策 信濃川水門
信濃川	新潟市西区小新地先	2.1k付近	左岸	耐震対策 西川排水機場
信濃川	新潟市中央区美咲町地先～ 新潟市江南区楚川地先	2.5k～6.1k付近	右岸	浸透対策 浸透に対して堤防の 安全性を確保するため
信濃川	新潟市 江南区 太石工門新田地先	4.2k付近	右岸	耐震対策 鳥屋野潟排水機場
信濃川	新潟市西区善久地先～ 新潟市西区大野町地先	6.0k付近	左岸	支川合流点処理 中ノ口川
信濃川	新潟市西区善久地先	5.9k～6.5k付近	左岸	浸透対策 浸透に対して堤防の 安全性を確保するため
信濃川	新潟市南区萱ノ木新田地先	7.1k付近	左岸	耐震対策 萱ノ木水門
信濃川	新潟市江南区天野地先	7.9k付近	右岸	河川防災 ステーション整備
信濃川	新潟市秋葉区覚路津地先	11.6k付近	右岸	耐震対策 覚路津水門
信濃川	新潟市秋葉区覚路津地先～ 新潟市秋葉区子成場地先	11.9k～17.2k付近	右岸	河道掘削 河積確保を図るため
信濃川	新潟市南区大掃新田地先～ 新潟市南区大郷地先	12.7k～13.2k付近	左岸	河道掘削 河積確保を図るため
信濃川	新潟市南区大郷地先～ 新潟市南区赤洪地先	14.1k～16.2k付近	左岸	河道掘削 河積確保を図るため
信濃川	新潟市南区堀掛地先～ 新潟市南区下八枚地先	17.4k～19.3k付近	左岸	河道掘削 河積確保を図るため
信濃川	新潟市秋葉区小須戸地先	19.4k～20.0k付近	右岸	河道掘削 河積確保を図るため
信濃川	新潟市南区下八枚地先～ 新潟市南区菱湯地先	19.9k～24.3k付近	左岸	河道掘削 河積確保を図るため
信濃川	新潟市秋葉区小須戸地先	20.5k付近	右岸	築堤 築堤するため
信濃川	新潟市南区戸石地先(左岸) 新潟市秋葉区小須戸地先(右岸)	20.5k付近	-	橋梁架替 小須戸橋
信濃川	新潟市秋葉区水田地先	23.6k付近	右岸	耐震対策 五社川水門
信濃川	田上町曾根新田地先～ 田上町横場新田地先	23.9k～25.5k付近	右岸	河道掘削 河積確保を図るため
信濃川	田上町大字田上字滝沢丁地先	24.0k付近	右岸	耐震対策 才歩川水門
信濃川	田上町横場新田地先～ 田上町保明新田地先	26.8k～28.2k付近	右岸	河道掘削 河積確保を図るため
信濃川	新潟市南区庄瀬地先～ 加茂市五反田地先	27.7k～29.5k付近	左岸	河道掘削 河積確保を図るため
信濃川	田上町保明新田地先	28.8k付近	右岸	支川合流点処理 加茂川
信濃川	加茂市加茂新田地先～ 加茂市山島新田地先	30.6k～32.6k付近	右岸	河道掘削 河積確保を図るため
信濃川	加茂市前須田地先	30.9k～31.2k付近	左岸	水衝部対策 洪水による侵食から 堤防を防護するため
信濃川	加茂市鶴森地先～ 三条市井戸場地先	31.9k～32.3k付近	左岸	水衝部対策 洪水による侵食から 堤防を防護するため
信濃川	三条市井戸場地先	32.3k～32.8k付近	左岸	河道掘削 河積確保を図るため
信濃川	三条市井戸場地先	32.3k～33.6k付近	左岸	浸透対策 浸透に対して堤防の 安全性を確保するため
信濃川	加茂市山島新田地先～ 加茂市加茂新田地先	32.6k～32.9k付近	右岸	水衝部対策 洪水による侵食から 堤防を防護するため
信濃川	加茂市天神林地先～ 三条市柳場新田地先	33.3k～33.8k付近	右岸	水衝部対策 洪水による侵食から 堤防を防護するため

※今後の水害の発生や詳細な調査の実施により、施行場所が変更となる場合があります。